

求職者等セクシュアルハラスメント防止に関する当法人の方針

- 1 当法人は、採用面接、会社説明会、インターンシップ、実習（介護・保育・看護等）、OB・OG訪問、内定者向け行事その他の求職活動等の場面において、当法人の役員および労働者（正社員・契約社員・パートタイマー・派遣受入労働者を含む）が行うセクシュアルハラスメントを一切認めません。
 - 2 当法人の役員及び当法人が雇用する労働者による、求職者又はこれに類する者（以下「求職者等」という。）の意に反する性的な言動により、当該求職者等の求職活動等が阻害され、その能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることを求職者等セクシュアルハラスメントといたします。当法人は、この法令上の定義に該当するか否かにかかわらず、次のような求職者等の意に反する性的な言動を一切禁止します。
 - （１）面接や面談において、性的な事実関係や身体的特徴、恋愛・結婚・出産等に関する不必要な質問を行うこと
 - （２）説明会やインターンシップ、懇親会等の場で、性的な冗談やからかい、わいせつな発言・行動を行うこと
 - （３）身体に不必要に接触すること、又は性的関係をほのめかし、又は要求すること
 - （４）インターンシップ等において、労働者が求職者等を執拗に私的な食事や飲酒等に誘うこと
 - （５）SNS、メール等オンライン上で、求職者等に対してわいせつな画像・動画等を送信すること
 - （６）性的な言動への拒否や抗議をしたことを理由に、不採用とし、選考上不利に扱い、又は内定を取り消すこと
 - （７）上記のほか、同性間を含め、求職者等が苦痛・不快を感じ、その求職活動等の意欲や活動に支障が生じるおそれのある一切の性的な言動
 - 3 当法人は、すべての役員および労働者に対し、前項に定める行為を行ってはならないことを周知・啓発するとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者に対しては、就業規則その他の規程に基づき懲戒その他必要な措置を含む厳正な対処を行います。
 - 4 当法人は、求職者等に安心して相談していただくため、次のとおり相談窓口を設けます。

■障害者支援施設さくら苑 市毛良香	029-832-3550 / sakuraen@intio.or.jp
■特別養護老人ホームいなりの里 沼尻和博	0297-57-1223 / ina.sato@circus.ocn.ne.jp
■認知症介護支援施設どんぐり村 東野幸代	0297-20-7225 / donguri@inanosato.com
■特別養護老人ホーム阿見こなん 山本有一	029-879-8588 / office@amikonan.jp
■ひたち野うしく保育園つくしんぼ 折本邦子	029-886-9773 / ushiku@tsukushinbo-hoiku.jp
■特別養護老人ホームこほく 松本智宏	029-893-3119 / kohoku-jm@seisyukai.or.jp
■外部相談窓口 総合経営サービス（当法人委託先）	03-3912-4417 / shirai@mountain.co.jp
- ※外部窓口では、当法人から独立した立場で相談を受け付け、相談者の同意なく氏名・連絡先等を当法人へ提供することはありません（法令上開示が必要な場合を除きます）。ただし、事実関係の確認のため当法人への共有が必要な場合は、相談者の同意を得たうえで行います。

- 5 前項の相談窓口は、セクシュアルハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合や、該当するかどうか判断に迷う場合の相談についても、広く受け付けるものとします。相談は、求職者等本人からの相談のほか、状況を把握した教育機関の担当者その他の関係者からの相談も対象とします。
- 6 当法人は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談への対応または事後の対応に当たり、相談者・行為者その他関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を役員・労働者および求職者等に周知します。
- 7 当法人は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関し、次のいずれかを理由として、求職者等に対し選考その他において不利益な取扱いを行わず、労働者に対し解雇、降格、減給その他一切の不利益な取扱いを行いません。
- (1) 求職者等が相談窓口相談し、又は事実関係の確認に協力したこと
 - (2) 労働者が求職者等からの相談を受け、又はこれを当法人に報告したこと
 - (3) 労働者が事実関係の確認その他の措置に協力したこと
- 8 当法人は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、その結果に応じて、被害者に対する配慮の措置、行為者に対する懲戒その他の措置および再発防止策を適切に実施します。なお、事実関係が確認できなかった場合においても、必要に応じて再発防止に向けた措置を講じます。
- 9 当法人は、本方針を法人ホームページ、採用関連パンフレット、求人票、インターンシップ・実習の募集要項、面接等の案内メール等に掲載することにより、求職者等に対しても周知します。
- 10 当法人は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、採用面接、会社説明会、インターンシップ、実習、その他の求職活動等について、面談等の実施場所・時間、実施体制、担当者、求職者等との連絡方法その他必要な事項に関するルールを定め、適切に運用します。
- 11 当法人は、利用者その他の顧客等が実習生その他の求職者等に対して性的な言動を行った場合においても、求職者等の安全を確保するため、教育機関とも連携のうえ組織として適切に対応します。

2026年10月1日
社会福祉法人青洲会
理事長 平塚 利子